



# 産業界における約束手形の 利用廃止に向けた取組状況について

令和4年 1 1 月  
中小企業庁取引課

# 自主行動計画の改定について

# 1. 約束手形の利用廃止に向けた産業界への働きかけ

- 2021年以降、累次の閣議決定等により、約束手形の利用廃止、小切手の電子化の目標が立てられており、政府全体で取組を進めていくこととしている。

## 第3回中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ<sup>°</sup>（令和4年2月22日 総覧：官房副長官）

取引適正化に向けた取組を更に進めるため、下請中小企業振興法に基づく振興基準の改定を踏まえつつ、自主行動計画に下記の内容を盛り込む形で今夏を目処に改定いただくよう、事業所管省庁から業界団体に協力を要請。

### ① 約束手形の利用廃止を目指した業界としての具体的な段取りを策定すること

※ 1 各業界団体において、約束手形の利用廃止を目指すにあたって課題となる異業種の取引先との間の慣行など、業種をまたいだ課題の抽出を行い、春頃までに中小企業庁に共有。また、中小企業庁において、各業界から寄せられた課題を整理し、各業界団体にフィードバック。各業界団体において、それらの課題に対する対応も自主行動計画の改定に盛り込む。

※ 2 金融業界に対して、産業界における約束手形利用廃止の取組状況を踏まえつつ、2026年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討を開始するよう要請。

②各業界団体の会員企業（特に資本金3億円超の大企業）は、「パートナーシップ構築宣言」を行うこととすること、又は各業界団体から会員企業に対して「パートナーシップ構築宣言」の実施を促すための取組を具体化すること。

③価格交渉促進月間に合わせ、各業界団体の会員企業は、労務費、原材料費、エネルギー価格等の上昇分の価格転嫁に積極的に応じること、又は価格協議に応じること。

上記の改定状況について、本WG次回会合（今秋目処開催予定）においてフォローアップを実施。

## 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ<sup>°</sup>（令和4年6月7日閣議決定）

2026年の約束手形の利用廃止に向けて、2022年秋までに業界団体の具体的なロードマップの自主行動計画への反映状況と2026年の手形交換所での約束手形取扱い廃止の可否に関する金融業界の検討状況を共にフォローアップする。

## 2. 下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正

- 約束手形の利用廃止に向けた方針は、下請中小企業振興法に基づく**振興基準の改正**にも反映。
- 「振興基準」は、下請振興のために下請中小企業振興法に基づき定められる、**親事業者と下請事業者がよるべき基準**であり、同法第4条に基づく「**指導・助言**」の根拠となるとともに、**自主行動計画**の策定・改定に参照されるもの。

### ■ **振興基準への反映** ※**青字部分**が2022年7月の改正部分

#### 第4 4 下請代金の支払方法の改善

(4) 親事業者及び下請事業者は、約束手形の利用廃止等に向け、次の取組を進めるものとする。

- ① 約束手形、一括決済方式及び電子記録債権のサイト（約束手形の交付日から満期までの期間又はこれに相当する期間をいう。以下同じ。）については、60日以内とするよう努めるものとする。
- ② **約束手形は、できる限り利用しないよう努めるものとする。また、約束手形の利用を廃止するに当たっては、できる限り現金による支払いに切り替えるよう努めるものとする。**

なお、親事業者及び下請事業者は、以下のイからハまでに掲げる方針が政府により示されていることに十分留意しつつ、①及び②の取組を進めるものとする。

イ 公正取引委員会及び中小企業庁が、おおむね令和6年までに、60日を超えるサイトの約束手形、一括決済方式及び電子記録債権を、下請法上「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提として、下請法の運用の見直しの検討を行うこととしていること（「手形等のサイトの短縮について」（令和4年2月16日 20211206中庁第1号・公取企第131号））。

ロ **令和8年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨、閣議決定されていること**（「成長戦略実行計画」（令和3年6月18日 閣議決定））。**また、令和8年の約束手形の利用廃止に向け、各業界における具体的な段取り・ロードマップを策定するよう、事業所管省庁から事業者団体に対し要請されていること**（「第3回中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」（令和4年2月22日）資料1）。

ハ **金融業界に対し、令和8年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討するよう要請されていること**（「第3回中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」（令和4年2月22日）資料1）。

### 3. 「自主行動計画」の改定要請について

- 本年2月の「第3回中小企業等の活力向上に関するWG」における要請を踏まえ、**19業種52の業界団体あて、中小企業庁から担当課室を經由して、自主行動計画の改定を要請。**

#### ① 約束手形の利用廃止を目指した業界としての具体的な段取りの策定

##### < 記載例 1（取組内容を具体化するパターン） >

2026年の約束手形の利用の廃止に向け、**業界団体の理事会等において、主要な会員企業の経営陣に直接働きかける**ことにより（または、業界団体の会長名で会員企業の代表者宛に直接働きかけること等により）、会員企業における支払の現金払化を促進することとし、現金払化が難しい場合には電子記録債権等の電子的決済手段への移行を促す。

##### < 記載例 2（削減スケジュールを具体化するパターン） >

2026年の約束手形の利用の廃止に向け、**自主行動計画フォローアップ調査等を活用し、会員企業の手形の利用廃止の進捗状況を把握**する。**〇〇の取組を通じ**（削減目標を達成するための、具体的な取組内容を記載してください）、**2021年度調査比で毎年〇%ずつ削減**をし、2026年には約束手形の利用の0%を達成する。

## (続き) 「自主行動計画」の改定要請について

- 改定にあたって、各団体から収集した「業種をまたいだ課題」への対応についても盛り込むよう要請。

### ※ 1 業種をまたいだ課題への対応

- ① 支払方法の改善は、サプライチェーン全体で取組を進めることが重要であることに留意し、異業種間取引や下請法対象外取引においてもできる限り現金化する。
- ② 契約期間が長期かつ金額が大きく発注者からの支払時期と下請への支払時期が異なる建物や大型機械の発注といった取引の前払比率や期中払い比率を高める。
- ③ できる限り現金払いに切り替えることを前提としつつ、受取側としても、例えばネットバンキングや電子記録債権といった手形の代替手段が取れるよう検討を行う。
- ④ 約束手形の利用廃止に向けて取り組む過程で、資金繰りの問題に対応するため、下請企業に対して一方的なコストダウンの要求等をしないこと。

## 4. 「自主行動計画」への反映状況

- 約束手形の利用廃止に向けて、中小企業庁から各業界の所管省庁に対して、**業界ごとの取引適正化に係る自主行動計画の改正**を依頼。
- **11月時点で自主行動計画策定団体の約7割において改正**。関係団体における約束手形の利用廃止の取組が進むよう、引き続き関係団体との調整を進めていく。

### ■ 自主行動計画に反映された例

#### 【繊維業】

両団体に加盟している団体(以下、「加盟団体」という)は、**約束手形の利用廃止に向けて、主要な会員企業の経営陣に直接働きかけるなど、会員企業における支払の現金化、または電子決済手段への移行を促進する**とともに、受け取り側としても対応ができるように努める。

#### 【紙・紙加工業】

日本製紙連合会は、**約束手形の利用廃止に向け、理事会において、会員企業の経営陣に直接働きかけることにより、会員企業における支払の現金払化を促進することとし、現金払化が難しい場合には電子記録債権等の電子的決済手段への移行**を促す。

#### 【警備業】

令和4年度の自主行動計画フォローアップ調査では、受注者として手形の受領が一部認められたが、上記を徹底することで**令和8年までに手形利用0%を達成する**ものとする。

#### 【機械製造業】

大企業間の取引で支払条件が改善されない結果、下請事業者への支払方法の改善が進まない事象がある場合、**大企業は、率先して大企業間取引分の支払条件の見直し（現金による支払、手形等のサイトの短縮）などを進める**ものとする。

#### 【素形材産業】

**約束手形の利用廃止に向けて、できる限り現金払いに切り替える**ことを前提としつつ、**電子的決済手段（ネットバンキングによる振込）**に対応できるよう積極的に取り組むこと。

# (参考) 下請ガイドライン策定業種、自主行動計画策定団体 (令和4年11月時点)

- 下請ガイドラインは現在19業種策定、自主行動計画は現在19業種52団体が策定済み。

## <下請ガイドライン策定業種>

| 業種   | ガイドライン名称   |
|------|--|
| 製造   | 素形材<br>素形材産業取引ガイドライン   |
| 製造   | 自動車<br>自動車産業適正取引ガイドライン   |
| 製造   | 産業機械・航空機等<br>産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン   |
| 製造   | 繊維<br>繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン   |
| 製造   | 電気・情報通信機器<br>情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン  |
| 情報   | 情報サービス・ソフトウェア<br>情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン   |
| サービス | 広告業<br>広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン  |
| 建設   | 建設業<br>建設業法令遵守ガイドライン   |
| 製造   | 建材・住宅設備産業<br>建材・住宅設備産業取引ガイドライン   |
| 運輸   | トラック運送業<br>トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン<br>トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン                                       |
| 情報   | 放送コンテンツ<br>放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン   |
| 製造   | 金属産業 (旧鉄鋼)<br>金属産業取引適正化ガイドライン  |
| 製造   | 化学産業<br>化学産業適正取引ガイドライン   |
| 製造   | 紙・紙加工業<br>紙・紙加工産業取引ガイドライン  |
| 製造   | 印刷業<br>印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン   |
| 情報   | アニメーション制作業<br>アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン  |
| 食品   | 食品製造業<br>食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン<br>食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～<br>食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品～ |
| 水産   | 水産物・水産加工品<br>水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン  |
| 水産   | 養殖業<br>養殖業に係る適正取引推進ガイドライン  |

## <自主行動計画策定団体>

| 業種               | 団体名   |
|------------------|---|
| 自動車              | 日本自動車工業会<br>日本自動車部品工業会  |
| 素形材 (8 団体連名)     | 日本金型工業会 / 日本金属熱処理工業会 / 日本金属プレス工業協会 / 日本ダイカスト協会 / 日本鍛造協会 / 日本鋳造協会 / 日本鋳鍛鋼会 / 日本粉末冶金工業会   |
| 機械製造業            | 日本建設機械工業会<br>日本工作機械工業会<br>日本ロボット工業会<br>日本分析機器工業会<br>日本産業機械工業会<br>日本半導体製造装置協会<br>日本計量機器工業連合会   |
| 航空宇宙工業           | 日本航空宇宙工業会   |
| 繊維 (2 団体連名)      | 日本繊維産業連盟 / 繊維産業流通構造改革推進協議会  |
| 紙・紙加工業           | 日本製紙連合会 全国段ボール工業組合連合会   |
| 電機・情報通信機器        | 電子情報技術産業協会<br>ビジネス機械・情報システム産業協会<br>情報通信ネットワーク産業協会<br>日本電機工業会<br>カメラ映像機器工業会  |
| 情報サービス・ソフトウェア    | 情報サービス産業協会  |
| 流通業              | スーパー、コンビニ、ドラッグストア等の小売業<br>日本スーパーマーケット協会<br>日本フランチャイズチェーン協会<br>日本ボランティアチェーン協会<br>全国スーパーマーケット協会<br>日本チェーンドラッグストア協会<br>日本DIY・ホームセンター協会 |
| 建材・住宅設備          | 日本建材・住宅設備産業協会   |
| 金属産業             | 日本電線工業会<br>日本アルミニウム協会<br>日本鉄鋼連盟<br>日本伸銅協会   |
| 化学産業 (6 団体連名)    | 日本化学工業協会 / 塩ビ工業・環境協会 / 化成品工業協会 / 石油化学工業協会 / 日本ゴム工業会 / 日本プラスチック工業連盟  |
| 警備業※警察庁より要請      | 全国警備業協会   |
| 放送コンテンツ業※総務省より要請 | 放送コンテンツ適正取引推進協議会  |
| トラック運送業※国交省より要請  | 全日本トラック協会   |
| 建設業※国交省より要請      | 日本建設業連合会  |
| 金融業              | 全国銀行協会  |
| 商社               | 日本貿易会   |
| 印刷業              | 日本印刷産業連合会   |

# 自主行動計画フォローアップ調査について

# 1. 令和3年度自主行動計画フォローアップ調査概要①

- サプライチェーン全体での「取引適正化」に向けた望ましい取引慣行を浸透させること等を目的に、各産業界自らが取組む行動をまとめた「自主行動計画」は、現在、18業種51団体にて策定済。（※令和4年11月現在は19業種52団体）
- 取組の実施状況について、策定団体自ら、毎年フォローアップ調査を実施しており、必要に応じて自主行動計画の改定を行いつつ、更なる取組を進めることとなっている（PDCAの実施）。
- 策定団体のうち、**経済産業省所管の12業種46団体が令和3年10月～11月にフォローアップ調査を実施。**
- 各策定団体の調査結果について集計したところ、各策定団体所属会員企業のうち7,288社への発送に対して、回答社数2,376社。回答率33%。（令和2年度実績：調査対象社数6,649社、回答社数2,519社、回答率38%）

<経済産業省 所管団体>

| 業種            | 業界団体                    | 発送（社）数 | 回答（社）数 | 回答割合（%） |
|---------------|-------------------------|--------|--------|---------|
| 自動車・自動車部品     | 日本自動車工業会                | 14     | 14     | 100%    |
|               | 日本自動車部品工業会              | 361    | 198    | 55%     |
| 素形材           | 日本鋳造協会等 計8団体            | 1,786  | 688    | 39%     |
| 機械製造業         | 日本建設機械工業会               | 62     | 16     | 26%     |
|               | 日本産業機械工業会               | 72     | 43     | 60%     |
|               | 日本工作機械工業会               | 108    | 52     | 48%     |
|               | 日本半導体製造装置協会             | 34     | 15     | 44%     |
|               | 日本ロボット工業会               | 55     | 18     | 33%     |
|               | 日本計量機器工業連合会             | 125    | 28     | 22%     |
|               | 日本分析機器工業会               | 86     | 24     | 28%     |
| 航空宇宙工業        | 日本航空宇宙工業会               | 81     | 31     | 38%     |
| 繊維            | 日本繊維産業連盟等 計2団体          | 2,259  | 624    | 28%     |
| 電機・情報通信機器     | 電子情報技術産業協会（JEITA）等 計5団体 | 492    | 148    | 30%     |
| 情報サービス・ソフトウェア | 情報サービス産業協会（JISA）        | 483    | 64     | 13%     |
| 流通・小売業        | 日本スーパーマーケット協会           | 80     | 16     | 4%      |
|               | 全国スーパーマーケット協会           | 301    |        |         |
|               | 日本フランチャイズチェーン協会         | 12     | 8      | 67%     |
|               | 日本チェーンドラッグストア協会         | 99     | 25     | 25%     |
|               | 日本ボランティアチェーン協会          | 23     | 4      | 17%     |
|               | 日本DIY・ホームセンター協会         | 47     | 28     | 60%     |
| 建材・住宅設備       | 日本建材・住宅設備産業協会等 計2団体     | 127    | 36     | 28%     |
| 紙・紙加工         | 日本製紙連合会                 | 28     | 22     | 79%     |
|               | 全国段ボール工業組合連合会           | 119    | 46     | 39%     |
| 化学            | 日本化学工業協会等 計6団体          | 236    | 161    | 68%     |
| 金属            | 日本電線工業会                 | 117    | 21     | 18%     |
|               | 日本鉄鋼連盟                  | 55     | 29     | 53%     |
|               | 日本アルミニウム協会              | 11     | 8      | 73%     |
|               | 日本伸銅協会                  | 15     | 9      | 60%     |

<他省庁 所管団体>

| 業種                   | 団体名              |
|----------------------|------------------|
| 警備業<br>※警察庁より要請      | 全国警備業協会          |
| 放送コンテンツ業<br>※総務省より要請 | 放送コンテンツ適正取引推進協議会 |
| トラック運送業<br>※国交省より要請  | 全日本トラック協会        |
| 建設業<br>※国交省より要請      | 日本建設業連合会         |
| 金融業<br>※             | 全国銀行協会           |
| 商社<br>※              | 日本貿易会            |

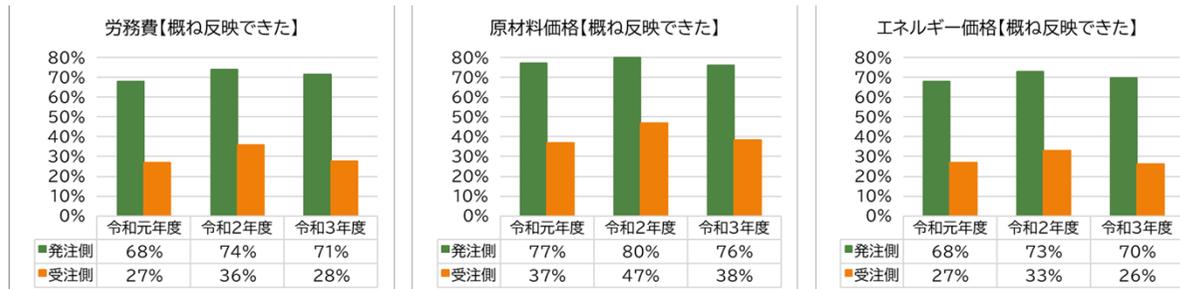
+

※ 左記団体のうち、赤字の団体は令和3年度からの新規調査先

## 2. 令和3年度自主行動計画フォローアップ調査概要②

### 価格決定方法の適正化

発注側は大きな変動はないが、受注側は労務費、原材料価格、エネルギー価格いずれも若干悪化となった。発注側と受注側での認識のズレは、それぞれ約40ポイントと依然として大きい。



### 支払条件の改善

「現金払い」については、受注・発注ともに数ポイント程度の上昇で横ばい。

「手形サイト」については、発注側では、手形サイト「60日以内」は数ポイント上昇し、若干改善。

「約束手形利用の廃止予定」について、『5年以内に廃止予定』は発注側で29%、受注側で12%にとどまる。

| 「すべて現金払い」の割合 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 手形等の支払サイト「60日以内」の割合 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------------|-------|-------|-------|---------------------|-------|-------|-------|
| 発注側          | 57%   | 52%   | 55%   | 発注側                 | 18%   | 15%   | 19%   |
| 受注側          | 30%   | 27%   | 28%   | 受注側                 | 14%   | 11%   | 13%   |

| 約束手形利用の廃止予定       | 発注側 | 受注側 |
|-------------------|-----|-----|
| 5年以内に廃止予定         | 29% | 12% |
| 時期は未定だが、廃止に向けて検討中 | 58% | 38% |
| 約束手形の廃止予定はない      | 13% | 50% |

### コスト負担の適正化（型管理）

発注側は66%、受注側は53%が『改善された/やや改善された』と回答しており、ともに「改善されていない」との回答割合を上回っているが、発注・受注間で、『改善された』の回答に13ポイントの差があり、依然、認識のズレが生じている。

| 直近1年間での型管理に関する改善状況 | 発注側   | 受注側   |
|--------------------|-------|-------|
|                    | 令和3年度 | 令和3年度 |
| 改善された              | 32%   | 11%   |
| やや改善された            | 34%   | 42%   |
| 改善されていない           | 8%    | 26%   |
| 型管理の課題はない          | 26%   | 20%   |

### 知的財産・ノウハウの保護

「知的財産に関する適正取引実現のための取組実施状況」については、「実施中」が半数強。

| 知的財産に関する適正取引実現のための取組実施状況 | 令和3年度 |
|--------------------------|-------|
| 実施中                      | 55%   |
| 未実施                      | 45%   |

### 働き方改革のしわ寄せ防止

「働き方改革の影響」については発注・受注ともに、すべての業種で「特に影響はない」が最も多い。影響があるものとしては、受注側において「短納期での発注の増加」、「急な対応の依頼の増加」があげられた。

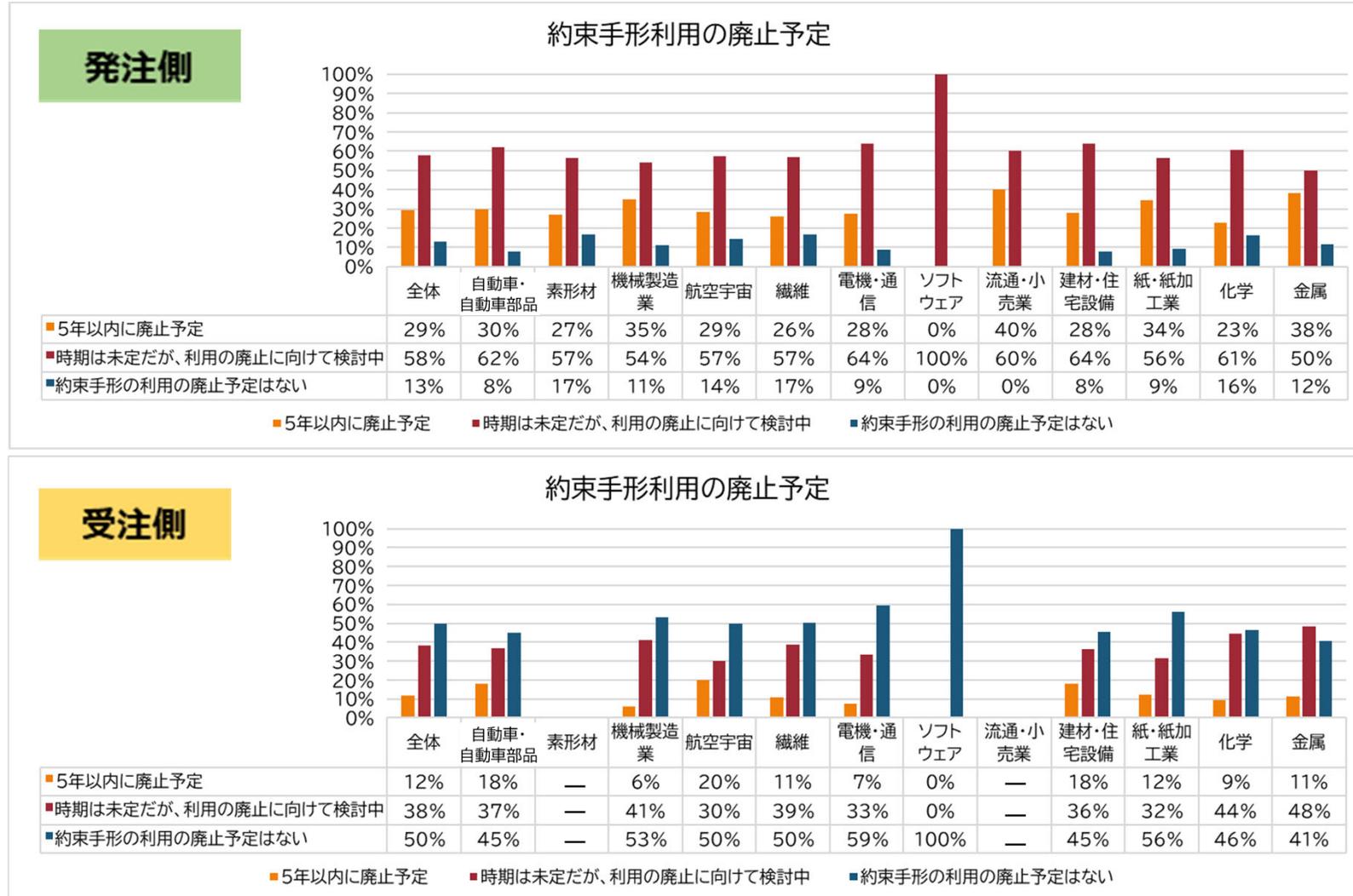
また、働き方改革の影響として「短納期発注や急な仕様変更の場合のコストを発注側が適正に負担したか」については、発注・受注ともに「概ねできた」の割合は横ばい。ただし「概ねできた」の回答は、発注・受注間で15ポイントの差が存在。

| 「概ねできた」の割合 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 発注側        | 30%   | 30%   | 30%   |
| 受注側        | 15%   | 16%   | 15%   |

### 3. 支払い条件の改善について：手形廃止予定（業種別）

- 「約束手形利用の廃止予定」について、発注側は「利用廃止に向けて検討中」が高い傾向であるものの、受注側は「廃止予定はない」がほとんどの業種で最多。
- 今後、個別の業界との情報交換を通じて、利用廃止に向けて必要な取組を進めていく。

＜令和3年度：下請中小企業との取引の支払条件の改善（**約束手形の利用廃止予定**）についての調査結果（業種別）＞



※設問2 9：「下請代金の支払いについて約束手形の廃止予定はいつか」という設問に対して、「2021年以内に廃止する予定」「2022年以内に廃止する予定」「2023年以内に廃止する予定」「2024年以内に廃止する予定」「2025年以内に廃止する予定」「2026年以内に廃止する予定」「時期は未定だが、廃止に向けて検討中」「約束手形の廃止予定はない」の回答項目を設置。  
 ※『5年以内に廃止予定』の割合は、回答項目「今年中」～「5年以内」の合計から算出。 ※「—」については、回答なし。

# (参考) 約束手形の利用廃止促進のためのチラシ配布

- 1 1月下旬より、中小企業庁から全国の自治体、業界団体、商工会議所等に対して、価格転嫁促進のためのポスターに加えて、約束手形の利用廃止に向けたチラシを配布。



**そうか。  
価格転嫁って、  
この国の未来の  
ためなんだ。**

原材料費の上昇。エネルギーコストの高騰。  
厳しい局面が続くなか、適正な価格転嫁ができず、  
多くの中小企業が苦しんでいます。  
発注企業と受注企業がチームワークで解決しなければ、  
日本経済の成長は取り戻せない。  
私たちは、そう考えています。  
質の高い仕事に見合った対価を勝ち取り、  
下請けいじめゼロを実現するために、  
全力でサポートします。  
相談をすることで、  
きっと変えられるはず。  
会社の未来も、社会の未来も。

**下請けいじめに悩んでいるなら、まずご相談を。**

**下請かけこみ手**  
中小事業者が抱える取引上のトラブルを、専門家が経路解決に  
向けでサポートします。  
☎ 0120-418-618 [www.meti.go.jp/press/2021/02/20220216002/](https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220216002/)

**下請Gメン**  
企業の方々にお話を伺い、不正取引がなくなるよう企業や業界が  
定めるルールづくりに取組んでいます。  
☎ 0120-225-1100 [www.meti.go.jp/press/2021/02/20220216002/](https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220216002/)

毎年3月と9月は  
価格交渉促進月間です

経済産業省 中小企業庁 [www.meti.go.jp/](https://www.meti.go.jp/)

約束手形を振り出している発注者の皆様へ

## 紙の約束手形、 やめませんか？

政府と産業界、金融界は、  
2026年の約束手形の利用廃止に向けた取組を行っています。

2026年



約束手形による支払いは、  
①現金が手元に入るまでの期間が長く、②支払期限前に現金化する際の割引料が高いことから、  
取引上の立場の弱い受注側企業に対する資金繰りのしわ寄せになっています。

受注側企業への支払いに約束手形を利用している場合、2026年に向けて以下の対応をお願いします。

- 1. 原則：現金**による支払い  
(インターネットバンキングによる銀行振込を含む)  
資金繰りのしわ寄せを防止し、受注側企業ができる限り早く  
現金を受領できるようにするためには、現金による支払いが  
大原則となります。  
サプライチェーン全体で現金払いが進むよう、業界横断的に  
取組を進めていくことが重要です。まずは自社における受注側  
企業に対する支払方法の見直しをお願いします。
- 2. 電子記録債権**による支払い  
現金による支払いの実現が困難な場合、紙の約束手形と同等  
の機能を持つ支払手段として、電子記録債権も利用できます。  
手形振出しや取立てなどの事務手続きを簡素化でき、郵送料  
や印紙税も不要であるほか、紛失や盗難の心配がありません。  
また、必要な分だけ分割して譲渡や割引ができるなど、手形  
よりも柔軟に資金化しやすい特長があります。

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請代金の支払の適正化を図るため、2024年を目途として手形等(約束手形、一括決済方式又は電子記録債権)  
のサイト(手形期間又は決済期間)を60日以内とするよう、要請を行っています。また、今後、サイトが60日を超える手形等を下請法の割引(出納手形  
等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討することとしています。

<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220216002/20220216002-1.pdf>

中小企業庁